

平成十九年政令第二百四十九号

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行令
内閣は、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（

内閣は、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）第二条第四項、第七条第一項及び第十六条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（以下「法」という。）第二条第四項の政令で定める公共の用に供する施設は、下水道、緑地、河川、運河及び水路並びに防水、防砂又は防

溝の旅館立地は沿溝における水域旅館 夕暮旅館及び例會旅館とする。
(民間事業者が計画の認定を申請することができる拠点施設の整備に関する事業の規模)

(民間事業者が計画の認定を申請することができる拠点施設の整備に関する事業の規模)
第二条 法第七条第一項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる拠点施設の整備に関する事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める面積とする。
一 次に掲げる区域における拠点施設の整備に関する事業（次号に掲げる拠点施設の整備に関する事業を除く。）○・五ヘクタール

二 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区域

五へクタール以上となる場合における当該拠点施設の整備に関する事業 ○・二五へクタール 広域的地域活性化基盤整備計画に記載された重点地区的区域における建築物及びその敷地の整備に関する事業 (これに附帯する事業を含む。) で公共施設の整備を伴うものであること。

□ 基本方針のうち法第四条第一項第一号に掲げる事項及び庄野の地域活性化基盤整備計画のうち当該重点地区の区域に係る法第五条第一項第一号に掲げる事項は照らして適切なものである。」と。

三 第一号イからニまでに掲げる区域以外の区域における拠点施設の整備に関する事業 ○・二ヘクタール

第三条 法第十六条第一項第四号の政令で定める都市施設は、次に掲げるものとする。
一 首都、都府道幹線、主導車、自動車・ミニトレ等の交通施設

三二 公園、緑地、広場その他の公共空地
水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設

五四 河川、運河その他の水路
学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設

六 病院
七 防水、防砂又は防潮の施設
保育所その他の医療施設又は社会福祉施設

(施行期日)
附則

この政令は、法の施行の日（平成十九年八月六日）から施行する。
附 則（平成二十一年三月三一日政令第一〇五号）

(施行期日) 附則(平成二三年一月二八日政令第三六三号)抄

第一条 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。